

12. 国民健康保険



日本では、日本に住むすべての人が健康保険に入ります。健康保険は、みんなで保険料を払う人が支払うお金を支払い、病気やけがをしたときにかかるお金を少なくする助け合いの制度です。

社会保険は、働いているところで入る健康保険です。

国民健康保険は、社会保険に入っていない人が入る保険です。住んでいる市町村で入ります。



国民健康保険に入った人には国民健康保険被保険者証（保険証）を渡します。病院や薬局<薬を売っているところ>に行ったときに窓口<受付>で保険証を出してください。保険証は、本人だけが使えます。大切に保管して<持っていて>ください。

A. 国民健康保険に入るとき

藤沢市の国民健康保険に入る人

- 藤沢市に住民登録をしている外国人住民の人
- 在留資格が3か月を超えている人
- 働いているところの健康保険などに入ることができない人

こんなとき	とどけで届出に必要なもの	うけつけばしょ受付場所
他の市区町村から藤沢市へ引越したとき	<input type="checkbox"/> 在留カード または 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 転出証明書	・市民窓口センター (市役所本庁舎1階) ・各市民センター
働いているところをやめたとき (働いているところの健康保険をやめたとき)	<input type="checkbox"/> 届出する人の本人確認ができるもの (在留カードなど) <input type="checkbox"/> 「社会保険資格喪失証明書」 または「退職証明書」※働いているところからもらう書類です。 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード (持っている人のみ)	・保険年金課 (市役所本庁舎1階) ・各市民センター



こくみんけんこうほけん
B. 国民健康保険をやめるとき

ふじさわし ほけんしゃしょう ふじさわしない す つか
藤沢市の 保険者証は、 藤沢市内に 住んでいないときは、使うことが できません。 また、
はたら けんこうほけん はい ふじさわし ほけんしょう つか
働 いているところの 健康保険に 入ったら、 藤沢市の 保険証は 使うことが できません。
つぎ ほけんしょう かえ ほけんりょう へんこう てつづ
次のようなときは、 保険証を 返してください。 そして 保険料を 変更するための 手続きを
してください。

こんなとき	とどけで ひつよう 届出に 必要なもの	うけつけばしょ 受付場所
ふじさわし ほか しゅく 藤沢市から 他の 市区 ちょうそん ひっこ 町 村へ 引越すとき	<input type="checkbox"/> ふじさわし ほけんしょう 藤沢市の 保険証 ざいりゅうかーど <input type="checkbox"/> 在留カード または とくべつえいじゅうしゃ しょうめいしょ または 特別永住者 証明書	しみんまどぐちせんたー ・市民窓口センター しやくしよ ほんちようしゃ (市役所 本庁舎 かい 1階) かくしみんせんたー ・各市民センター
しゅっこく にほん で 出国<日本から出る>する とき	<input type="checkbox"/> ふじさわし ほけんしょう 藤沢市の 保険証 はたら けんこうほけんしょう <input type="checkbox"/> 働 いているところの 健康保険証 まいなんばーかーど も ひと <input type="checkbox"/> マイナンバーカード (持っている人の み)	ほけんねんきんか ・保険年金課 しやくしよ ほんちようしゃ (市役所 本庁舎 かい 1階) かくしみんせんたー ・各市民センター

ふじさわしない す ひっこ
C. 藤沢市内で 住むところを 引越したとき

こんなとき	とどけで ひつよう 届出に 必要なもの	うけつけばしょ 受付場所
ふじさわしない ひっこ 藤沢市内で 引越しを したとき	<input type="checkbox"/> ふじさわし ほけんしょう 藤沢市の 保険証 こくみんけんこうほけん はい かぞく (国民健康保険に入っている 家族の ぜんいんぶん 全員分) <input type="checkbox"/> ざいりゅうかーど 在留カード または とくべつえいじゅうしゃ しょうめいしょ または 特別永住者 証明書	しみんまどぐちせんたー ・市民窓口センター しやくしよ ほんちようしゃ (市役所 本庁舎 かい 1階) かくしみんせんたー ・各市民センター

ざいりゅうしかく ざいりゅうきかん
D. 在留資格や 在留期間が かわったとき

がいこくじんじゅうみん ひと ふじさわし ほけんしょう ゆうこうきげん
外国人 住民 の人で、 藤沢市の 保険証の 有効期限が
ざいりゅうかーど ざいりゅうきかん おな ひと ざいりゅうかーど あたら
在留カードの 在留期間と 同じ人は、 在留カードが 新
しくなったときには、 ふじさわし ほけんしょう あたら てつづ
藤沢市の 保険証を 新しくする 手続きを
してください。





こんなとき	とどけで ひつよう 届出に 必要なもの	うけつけばしょ 受付場所
ざいりゅう 在留カードが あた 新しく なったとき	<input type="checkbox"/> ふじさわし ほけんしょう 藤沢市の保険証 <input type="checkbox"/> ざいりゅうかーど 在留カード <input type="checkbox"/> ぱすぽーと パスポート	ほけんねんきんか ・保険年金課 しやくしょ ほんちょうしゃ (市役所 本庁舎 かい 1階) かくしみんせんたー ・各市民センター

E. 保険料の 払い方

あなたが 国民健康保険に 入ると、あなたの 世帯主<一緒に 住
んでいる 家族を代表する 人>が 保険料を 払います。 保険料の
金額<払うお金>は 一緒に 住んでいる 家族の 人数や 収入<
ねんきん や 給料 などの もらう お金>で 決まります。

保険料の 「納入通知書」<お知らせ>と 「納付書」<保険料を 払
うための 紙>は、あなたの いえ に 届きます。あなたは、「納付書」
に 書いてある 金額を 次の 方法で 払ってください。



ぎんこう ゆうびんきょく しやくしょ しみんせんたー コンビにえんすすとあ
○銀行や 郵便局、市役所、市民センター、コンビニエンスストアに
「納付書」を 持って行って、払います。

ぎんこう ゆうびんきょく こうざ かね い
○銀行や 郵便局の 口座<あなたの お金が 入れてある ところ>から 払います。 申し込み
が 必要です。

いんたーねっと ペイジー クレジットカード すまーとふおん
○インターネット (ペイジー、クレジットカード、スマートフォン) から 払います。

F. いろいろな給付 <もらうことができるお金> について

◆出産育児一時金 50万円(2023年3月31日までに子どもを産んだ人は42万円)

国民健康保険に 入っている人が 子どもを 産むとき、「出産育児一時金」をもらうことが
できます。

(1) 「直接支払制度」を使う場合

ふじさわし びょういん ちやくせつ しゅっさんいくじいちじきん しはら
藤沢市から 病院に 直接、出産育児一時金を 支払います。
くわ こ う びょういん き
詳しくは、子どもを産む 病院に 聞いてください。

(2) 「直接支払制度」を使わない場合

子どもを産んだ後に 手続きをすれば、もらえます。





12. こくみんけんこうほけん 国民健康保険

もう こ ひつよう 申し込み 必要なもの	もう こ さき 申し込み先
<p>ごういぶんしょ <input type="checkbox"/> 合意文書 ちよくせつしはらいせいど (直接支払制度を つか 使わないことを書いたもの) しゅっさんひようめいさいしょ <input type="checkbox"/> 出産費用明細書 びょういん しはら きんがく (病院に支払った金額が くわ 詳しく書いてあるもの) ほけんしょう <input type="checkbox"/> 保険証 いんかん <input type="checkbox"/> 印鑑 よきんつうちょう <input type="checkbox"/> 預金通帳</p> <div data-bbox="523 353 852 819" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> </div> <p>しゅっさんひようめいさいしょ みほん 出産費用明細書の見本</p>	<p>ほけんねんきんか しやくしょ ほんちょうしゃ かい ・保険年金課 (市役所 本庁舎1階)</p>

※ 子どもを 産んだ日の 翌日<次の日>から 2年を 過ぎると、もらえません。

※ 受取代理制度 (病院が 出産育児一時金を あなたの 代わりに 受け取ります) を 使
う場合は、 聞いてください。

◆ 葬祭費 5万円

こくみんけんこうほけん はい ひと な そうしき かそう な ひと や
国民健康保険に 入っている人が 亡くなったとき、 葬式や火葬 (亡くなった人を 焼くこと)
を した人が 「葬祭費」を もらうことが できます。

もう こ ひつよう 申し込み 必要なもの	もう こ さき 申し込み先
<p>な ひと ほけんしょう <input type="checkbox"/> 亡くなった人の保険証 かそう ひと よきんつうちょう <input type="checkbox"/> 火葬した人の預金通帳 かいそうれいじょう <input type="checkbox"/> 会葬礼状 そうしき れい てがみ <葬式のお礼の手紙> または そうさいてん りょうしゅうしょ または 葬祭店の領収書 まどぐち き ひと <input type="checkbox"/> 窓口に来た人の ほんにんかくにん 本人確認が できるもの まいなんばーかーど (マイナンバーカード、 ざいりゅうかーど 在留カードなど)</p> <div data-bbox="603 1415 868 1845" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> </div> <p>かいそうれいじょう みほん 会葬礼状の見本</p>	<p>ほけんねんきんか しやくしょ ほんちょうしゃ かい ・保険年金課 (市役所 本庁舎1階) かくしみんせんたー ・各市民センター</p>

※ 葬祭を した日の 次の日から 2年を 過ぎると、もらえません。



◆高額療養費

入院や手術などで、1か月に病院に払ったお金が

高くなったときに、もらえます。

「高額療養費」がもらうことができるときは、入院や手術をしてから3か月後くらいに藤沢市から手紙を送ります。手紙が来たら、名前や住所、振り込んで欲しい口座を書いて、手紙を市役所本庁舎1階 保険年金課か各市民センターに持って行ってください。



高額療養費の手紙の見本

※手紙をもらった日から2年を過ぎると、もらえません。

◆限度額適用(・標準負担額減額)認定証

高額療養費になったとき、この認定証を前もって申し込んで、病院の窓口に出すと、窓口で払うお金が、決まったお金で止まります。払うお金は、収入で決まります。マイナンバーカードを保険証として使う場合は、申し込みはいりません。

◆療養費

急な病気やケガで病院に保険証を出せなくて、病院にお金を全部払ったとき、あとで保険診療分のお金をもらえます。(自分が30%を払う人なら70%、20%払う人なら80%です。)

もうこ ひつよう 申し込みに必要なもの	もうこ さき 申し込み先
<p><input type="checkbox"/> 病院でもらった領収書</p> <p><input type="checkbox"/> 病院でもらった診療報酬明細書</p> <p>レセプトともいいます。</p> <p>病院で発行してもらえます。></p> <p><input type="checkbox"/> 保険証</p> <p><input type="checkbox"/> 銀行の通帳かカード</p> <p>診療報酬明細書の見本</p>	<p>保険年金課</p> <p>(市役所 本庁舎1階)</p>

※病院にお金を払った次の日から2年を過ぎると、もらえません。



G. 医療機関（病院など）に行くとき

病院に行くときは、必ず国民健康保険証を窓口(受付)で見せてください。国民健康保険証を見せると病院に払うお金が30%（小学校に入る前は20%、70歳以上は20%または30%）になります。健康診断、予防注射(予防接種)、ふつうの妊娠(赤ちゃんがおなかにいること)・出産(赤ちゃんを産むこと)、特殊な(普通じゃない)歯の治療(治すこと)など、内容によっては、自分で払う場合があります。

交通事故(車等の乗り物が原因)で怪我をしたときで病院に行くときは、聞いてください。

《問い合わせ(日本語)》

保険年金課 TEL 0466-50-3520

H. 国民健康保険に入っている人の健康診査(身体の状態)を確認したり、

病気がないか調べる(こと)

31歳から39歳のヘルスチェック健康診査と、40歳から74歳のこくほ(特定)健康診査をしています。

当てはまる人には健康診査を受けるために必要な券を送ります。決められた医療機関(病院など)で受けてください。

《問い合わせ(日本語)》

健康づくり課

藤沢市保健所 南保健センター1階

住所 藤沢市鶴沼2131-1 TEL 0466-21-7344



め も

